

別表（第2条関係）

補助事業名	設備基準：研究開発型企业向け設備投資補助
補助事業の目的	産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）に基づく、研究開発型企业の進出等により、県内企業との有機的な連携や競争を通じて新たな事業を生み出していくことが期待されるため、設備投資補助により進出企業等の初期コストの軽減を図り、兵庫の将来を担う産業の振興を促進する。
補助事業の対象となる者	<p>1 県内において立地促進事業を行う者であって、以下の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たし、かつア及びイの要件を満たす者</p> <p>(1) 土地を取得又は賃借（定期借地を含む。）する者で、当該土地の取得又は賃借開始後1年（当該土地を取得又は賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業に係る施設の建設に着手し、かつ知事が立地強化事業（※）として認める事業に係る投資額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から7号までに掲げる資産の取得に要する経費をいう。以下同じ。）が5億円（促進地域にあつては1億円）以上の者</p> <p>※立地強化事業とは、産業立地促進補助金実施要領（設備基準（設備投資補助・研究開発型企业向け設備投資補助・本社機能立地型企业向け設備投資補助）別表2に定める事業又はこれに準ずる事業であつて立地促進事業の実施に必要な高度な技術を活用するもの（立地促進事業の用に供されるものに限る。）その他知事が認めるものをいう。以下同じ。</p> <p>(2) 既存建物を取得する者で、当該建物の取得後1年（当該建物を取得した者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業に着手し、かつ知事が立地強化事業として認める事業に係る投資額が5億円（基本指針で定める促進地域にあつては1億円）以上の者</p> <p>(3) 建物をリース・賃借する者で、当該建物のリース・賃借開始後1年（当該建物のリース・賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該立地促進事業に着手し、かつ知事が立地強化事業として認める事業に係る投資額が5億円（促進地域にあつては1億円）以上の者</p> <p>2 再活性化事業を行う者であつて、上記1(1)から(3)までのいずれかの要件を満たし、かつ以下のア及びイの要件を満たす者。ただし、「当該立地促進事業」は「当該再活性化事業」と「知事が立地強化事業として認める事業」は「当該事業」と読み替えるものとする。</p> <p>3 既に県内に立地している者であつて、既存敷地において新展開事業（立地促進事業に限る。）を行い、かつ知事が立地強化事業として認める事業に係る投資額が5億円（促進地域にあつては1億円）以上の者であつて、以下のア及びイの要件を満たす者</p> <p>ア 研究開発を行うための研究室・機器等に係る投資額が施設・設備全体の投資額の20%以上又は研究開発施設が施設総面積の20%以上であること。</p> <p>イ 研究開発要員が当該施設の正規職員（※）数の20%を超えること。</p> <p>※ 正規職員とは、直接かつ雇用期間の定めがなく継続的に雇用され、雇用保険の一般被保険者資格を取得している正規雇用者をいう。</p>
補助事業の対象となる経費	<p>立地促進事業等確認を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が、県内において行う立地促進事業等に必要な施設、設備等の設置（土地を除く）に係る経費。</p> <p>ただし、リース料、賃借料及び手数料は除く。</p>

補助率	<p>施設、設備等の設置（土地を除く）に係る投資額の5%（但し、当該設備等に対して国等（県内市町を除く。）からの補助がある場合は、当該補助と併せて5%）以内</p> <p>ただし、促進地域における施設、設備等の設置（土地を除く）に係る投資額については、7%（但し、当該設備等に対して国等（県内市町を除く。）からの補助がある場合は、当該補助と併せて7%）以内</p>
補助金の額	<p>予算の範囲内で以下に定める額</p> <p>原則 10 年均等分割</p> <p>ただし、補助総額が 1 億円以上 5 億円未満の場合は 5 年分割、1 億円未満の場合は、一括交付</p> <p>なお、補助対象施設等を休止し、又は廃止（主な設備の撤去等を含む）したときは、県が認める範囲内で、休止し、又は廃止した年度以後の補助金の交付は行わないことができる。</p> <p>&lt;適用の特例&gt;</p> <p>同一企業の複数工場への支払いが、同時に発生する場合は、原則一企業・一エリア単年度 15 億円以内</p>
適用除外する条項	<p>_____</p>
その他の事項	<p>申請等の書類はすべて日本語で作成すること。</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 工場等施設概要 (別表 1)、誓約書 (別紙 1)
	(指定期日) 当該対象施設の操業開始後、6ヶ月以内
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 建物、構築物及び機械等 (機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品をいう。) の 20% 以内の経費の変更
	(軽微な事業内容の変更) 立地場所、建物種別 (工場、研究所等)、生産製品及び研究内容以外の変更
第 8 条第 1 項	(添付書類) 工場等施設変更概要 (別表 2)
	(指定期日) 変更のあった日から 2 週間以内
第 1 1 条	(添付書類) 投資額を確認する書類 (領収書、振込依頼書等)
	(指定期日) 交付を決定した日の属する年度の 3 月 3 1 日まで ただし、実績が翌年度以降に継続するものは、各年度の 3 月 3 1 日まで
第 1 5 条第 1 項	(指定期日) 施設等の休止 (廃止) 予定日の 3 0 日前まで
第 1 5 条第 2 項	(指定期日) 施設等の休止 (廃止) 日から 2 週間以内